

高齢者虐待防止のための指針

お結び訪問看護ステーション

1. 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

お結び訪問看護ステーション（以下「当ステーション」という。）は、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定する。全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 虐待の定義

本指針における高齢者虐待は、高齢者虐待防止法第2条に基づく、次のいずれかに該当する行為をいう。

（１） 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

（２） 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置など、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

（３） 心理的虐待

脅しや侮辱等の著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者 に著しい心理的、情緒的な苦痛を与えること。

（４） 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者 にわいせつな行為をさせること。

（５） 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用すること又は財産を不当に処分すること、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 高齢者虐待防止委員会の設置その他事業所内の組織に関する事項

当ステーションでは、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止等に取り組むにあたって、「高齢者虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

（１） 設置の目的

虐待等の発生の防止及び早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

（２） 高齢者虐待防止検討委員会の構成委員

・委員長は当ステーションの管理者が務める。

- ・委員会の委員は当ステーションの職員とする。

(3) 高齢者虐待防止検討委員会の開催

- ・委員会は、委員長の招集により、年1回以上開催する。
- ・虐待等の事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

(4) 高齢者虐待防止検討委員会の審議事項

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関する事
- ② 高齢者虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関する事
- ③ 虐待防止や職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関する事
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関する事
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関する事
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関する事

(5) 高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、当ステーションの管理者とする。

4. 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下の通り実施する。

- (1) 定期的な研修の実施（年1回以上）
- (2) 新規採用職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

5. 虐待等の発生時の対応に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに、事実確認を行うとともに必要に応じて市などの関係機関に報告し、委員会において審議し、その要因の速やかな除去に努め、解決につながるよう努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等に関する職員の責務、相談・報告体制

利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本方針に従って対応する。

(1) 早期発見

当ステーション職員は、家庭内における虐待等は外部からの把握が難しいこと

を認識し、日頃から虐待等の早期発見に努める。

(2) 虐待等の報告

サービス提供先において、虐待等を受けたと思われる高齢者を発見した場合又は利用者及びその家族等から、相談・通報を受けた場合は、委員長へ報告する。

(3) 権利擁護の支援

必要に応じて利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等（成年後見制度を含む。）の情報を提供し、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等との連携のうえ、支援を行う。

7. 虐待等の相談や虐待等に係る苦情解決方法

(1) 相談や苦情等の対応

当ステーション職員における虐待等について、利用者及びその家族等からの相談や苦情があった場合は、真摯に受け止め、内容を速やかに委員長へ報告する。
なお、虐待者が委員長の場合は、他の上席者等に相談する。

(2) 状況確認と対応

受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者へ不利益が生じないよう細心の注意を払って、速やかに状況を確認し対処する。

(3) 対応の報告と対応内容は、相談者にも報告する。

8. 指針の公開

本指針は、職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、求めに応じていつでも閲覧できるように事業所内に備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。

9. その他虐待防止の推進のために必要な事項

当ステーションの職員は、権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。